

# 平成28年7月12日 北海道運輸局法令試験問題

(指定地域・札幌交通圏)

## 【注釈】

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

◆「個人タクシー事業」・・・一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）

◆「タクシー」・・・一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

＜第1問＞ 次の1～35の各文章について正しいものには○印を、誤っているものには×印を別紙の解答欄に記入して下さい。

1. 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。
2. 道路運送法の旅客自動車運送事業には、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業があります。
3. 道路運送法に規定する運賃及び料金の変更認可申請は、個人タクシー事業者も行うことができます。
4. 道路運送法の規定により運賃及び料金の割り戻しは禁止されているが、事業主でもある個人タクシー事業者の場合は適用除外となっています。
5. 事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、道路運送法の規定により認可を受けたものとみなされます。
6. 個人タクシー事業者は、夜間、繁華街において、付近に他のタクシーがいる場合に限って、近距離の運送の申し込みを断ることができます。
7. 事業者は、事業計画のうち自動車車庫の位置又は収容能力を変更しようとするときは、認可を受けなければなりません。
8. 営業区域外で乗車した旅客であっても、着地が事業者の営業区域内であれば、道路運送法違反ではありません。
9. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に規定する事業用自動車の使用停止処分を受けた場合には、自動車登録番号標の領置を受けるべきことを命ぜられることがあります。個人タクシー事業者に限っては適用されません。

10. 運賃及び料金の収受に関する事項については、事業計画に定める必要はありません。
11. 道路運送法に規定する一般旅客自動車運送事業の譲渡及び譲受の手続きを行う場合、その申請書には譲渡及び譲受価格の明細書を添付する必要があります。
12. 一般旅客自動車運送事業者の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を行政庁に届け出る必要はありません。
13. 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的としています。
14. 事業者が、公平かつ懇切な取扱いをしなければならないのは、旅客又は公衆に対してです。
15. 個人タクシー車両には、運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければなりません。
16. タクシー事業者が発行する領収証は、収受した運賃又は料金の額が専用の機器で印刷されたものでなければなりません。
17. 事業者は、行き先を告げることもできない泥酔者であって、他の旅客の迷惑となるおそれのある者に対しても運送の引受けを拒絶することはできません。
18. 旅客自動車運送事業者は、旅客の運送中に天災その他の事故により当該旅客が負傷したときは、速やかに応急手当その他の必要な措置を講じなければなりません。
19. 乗務記録の保存期間は6ヶ月間となっています。
20. タクシー運転者は、乗務の開始時及び終了時において走行距離計に表示されている走行距離の積算キロ数を乗務記録に記録しなければなりません。
21. 事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を事業用自動車に保存しておかなければなりません。
22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はありません。
23. タクシー運転者が、乗務の終了等のため車庫又は営業所に回送しようとする場合には、回送板を掲出する必要はありません。

24. 旅客自動車運送事業者は、事業報告書及び輸送実績報告書を毎年5月31日までに行政庁に提出しなければなりません。
25. 旅客自動車運送事業等報告規則の規定では、輸送実績報告書の事故件数については自動車事故報告規則に基づく自動車事故報告書を提出すれば記載する必要はありません。
26. 期限更新日において年齢が満65歳以上の個人タクシー事業者は、当該期限更新の申請前に、旅客自動車運送事業運輸規則に定めるところによる高齢者に対する適性診断を受診しなければなりません。
27. 個人タクシー事業者が、その事業を30日間休止した場合には「運転日報」にその旨を明記することにより、道路運送法第38条第1項の規定による「事業の休止届出書」を提出する必要はありません。
28. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、道路運送法等の法令違反により車両使用停止以上の行政処分を受けた場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は1年後とされます。
29. 身体障害者割引及び遠距離割引の割引条件に該当する場合は重複して適用するものとしませんが、身体障害者割引及び知的障害者割引の割引条件に該当する場合は割引の重複はできません。
30. タクシー業務適正化特別措置法施行規則には、事業者が事業者乗務証をよごし、損じ、又は失ったときに、その再交付を受けることができる旨が規定されています。
31. 自動車の所有者の変更の場合、新所有者は、その事由があった日から30日以内に道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
32. 事業用自動車を運行する者は、一日一回運行開始前に自動車を点検する義務があります。
33. 自動車の使用者は、自動車検査証の記載事項について変更があったときは、その事由があった日から30日以内に、当該事項の変更について国土交通大臣が行う自動車検査証の記入を受けなければなりません。
34. タクシーの前面ガラスに、運転者が交通状況を確認するために必要な視野を確保できれば、前面ガラスにはり付けるものに制限はありません。

35. タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その記載の日から6ヶ月間と定められています。

＜第2問＞ 次の法令の〔 〕にあてはまる語句を下欄のア～ソより選択し、別紙の解答欄にその「記号」を一つを記入して下さい。  
なお、記号を重複使用した場合は、無効（不正解）といたします。

【旅客自動車運送事業運輸規則】

（苦情処理）

第3条 旅客自動車運送事業者は、〔 ① 〕その他運輸に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び〔 ② 〕を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して〔 ③ 〕保存しなければならない。

- 一 苦情の内容
- 二 〔 ④ 〕の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 〔 ⑤ 〕

ア 乗車区間	イ 旅客に対する取扱い	ウ 事情聴取
エ 関係する者	オ 一年間	カ 乗務員の服装についての規律
キ 電話番号	ク 初動対応	ケ 住所
コ 三年間	サ 苦情処理した者	シ 指導監督を行った者
ス 原因究明	セ 半年間	ソ 公衆の利便を阻害する行為

語群の正解に「語句が抜けている」ものがありますが原文通りです。

氏名 \_\_\_\_\_

平成28年7月12日実施 北海道運輸局（指定地域・札幌交通圏）

法令試験問題

解答用紙

第1問

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	

第2問

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--